

播磨町地域公共交通 令和8年度の実施方針

【播磨町地域公共交通計画（R6～R10年度）の実施施策】

計画目標 1 利便性の高い 公共交通ネットワークの構築	施策 1: 地域特性に応じた持続可能な公共交通ネットワークの構築
	施策 2: 新たな交通システムの導入
	施策 3: 隣接市町との連携による交通ネットワーク構築に向けた検討
計画目標 2 公共交通サービスの 持続的な提供	施策 4: 交通事業者等への支援
	施策 5: 公共交通乗務員等の確保対策
	施策 6: 人や環境に配慮した車両の導入支援
計画目標 3 誰もが利用しやすい 交通環境づくりの推進	施策 7: 公共交通の利用促進に向けた情報提供等の機会の充実
	施策 8: 交通系 IC カード（*10）の普及促進
	施策 9: バス停留所安全性確保対策の実施

【町の現状】

「播磨町地域公共交通計画」に基づき、バス等既存公共交通サービスとの役割分担を行い、地域全体の交通ネットワークの維持活性化を図るとともに、町内の公共交通空白地域を対象とした新たな交通サービスを検討している。この検討では、先進自治体への行政視察も行いながら、幅広い視点で施策を検討している。

【国の動向】

地域輸送資源のフル活用、共同化・協業化等により、持続可能な地域公共交通の実現を図っていく。

⇒地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律

（R8.6.3 国会成立 施行日：公布の日から 6 か月以内に施行）

今回の法改正以前にも、近年、多様な主体による公共交通の確保が、求められている。

① 「地域の公共交通・デザイン連携・協働指針」（R6.6.28 発出）

→多様な関係者の連携・協働を通じ、地域の移動手段の維持・確保

② 「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム（R6.11.25 立ち上げ）

→全国で「交通空白」の解消に向け、官民が連携し、移動の足を確保

【今後の方針】

播磨町の特性を踏まえ、国の動向も参考にしながら、既存交通事業者と連携して持続可能な公共交通ネットワークの維持を図りつつ、町内の公共交通空白地においては地域輸送資源を活用した取組を継続検討する。

① 交通事業者との連携促進

地域公共交通の軸となる、バス・タクシー・鉄道との連携を促進

② 町内公共交通空白地での地域輸送資源の活用推進

- ・町内福祉施設等の利用者送迎車両の活用

- ・自治会等地域主体による交通サービスの検討

- ＊「道路運送法の許可又は登録を要しない運送」のなかでの実証的取組からスタート（令和7年度第2回活性化協議会協議事項）するが、「自家用有償旅客運送」等の法的枠組みに留意し、検討する）

③ 庁内関係部署との連携

住民の移動手段に関わる施策を実施している部署間での連携を継続

④ 「交通空白」解消・官民連携プラットフォームの活用

交通空白解消に向けて全国の先進的取組や民間企業の提案も含めた情報収集が可能。
令和7年2月末に播磨町も参画。

⑤ 「ひょうご新 IC サービス整備協議会」への参画

兵庫県、県内市町、交通（バス）事業者で構成される「ひょうご新 IC サービス整備協議会」に参加し、県内共通のプラットフォームを構築し、1枚の交通系 IC カードでスムーズに移動できる環境を整備する。

令和8年2月に協議会が立ち上げられ、播磨町も参画。

2.5.2 公共交通空白地域の状況

本町の一部は、駅やバス停が一定の距離の範囲内に存在せず、地域公共交通が利用しづらい地域である「公共交通空白地域」となっています。都市構造の評価に関するハンドブック（平成26年（2014年）国土交通省）では、鉄道駅から半径800mまたはバス停から半径300mの圏内を「公共交通沿線地域」としており、本計画ではこれに該当しない地域を「公共交通空白地域」として下図に示します。

本町においては、町人口の約19%が公共交通空白地域に居住しており、その多くが北古田や大中をはじめとした町北部に居住しています。

表 2-1 公共交通カバー率の状況(令和2年(2020年)10月時点)

地域		人口	割合	高齢者の割合
公共交通沿線地域		27,337	81%	28%
公共交通空白地域	北部	4,014	12%	28%
	西部	1,888	6%	33%
	南部	365	1%	42%

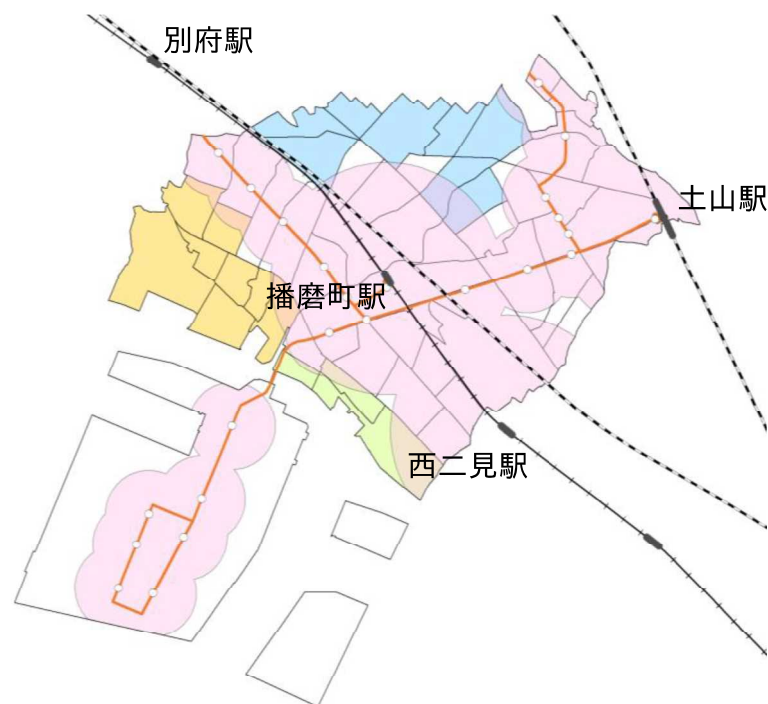


図 2-18 公共交通空白地域の状況

【公共交通空白地域の設定方法】

- 鉄道駅から半径 800m を駅勢圏、バス停から半径 300m をバス停勢圏として設定（上図ピンクの地域）
- 各小地域の面積のうち、駅勢圏またはバス停勢圏でカバーされている割合が 50%未満の小地域を「公共交通空白地域」とする

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案の概要

背景・必要性

- 【担い手不足等による供給力の急速な減少】
- **運転者等の担い手不足が深刻化**し、H28年度からR5年度にかけて1.9万人減少し、11.4万人。
- H28年度からR6年度にかけて、路線バスは約15,804km、鉄軌道は約533kmが廃止。
- **地方公共団体においてもノウハウ・マンパワーが不足**。5万人未満の自治体の84%が専任担当者ゼロ。

【地域公共交通に関する社会的需要の拡大】

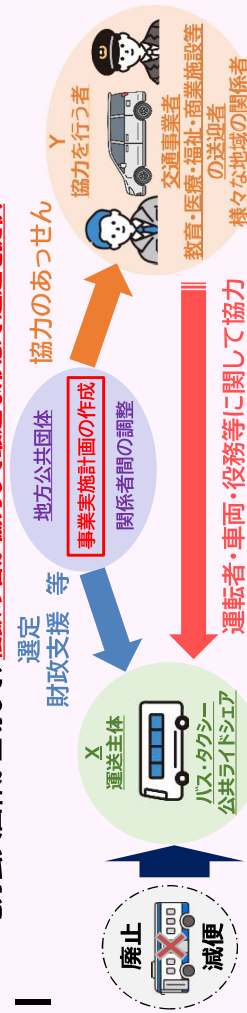
- 人口減少・高齢化が進む中で、特に地方部においては、**買物、医療、教育など日常生活に不可欠なサービスの再編が急速に進んでいる**。
- 日常生活における移動の不便にとどまらず、**外出・通院機会の減少による健康面への悪影響**や、現役世代による子どもや高齢者の**送迎負担の増大**等により、地域の活力の低下、さらなる人口減少という負の連鎖を招く可能性

輸送資源のフル活用、共同化・協業化等により、**集中対策期間（令和7～9年度）での「交通空白」解消・将来的な発生抑制**ひいては**持続可能な地域公共交通の実現を図る必要**

自動車地域旅客運送サービス再構築事業

- 「交通空白」等になっている地域で、地方公共団体が、運送主体（X）を選定し、Xへ協力する者（Y）を**あつせん**することで、運転者や車両等の輸送資源をフル活用する「**自動車地域旅客運送サービス再構築事業**」を創設

地方公共団体が主導して、**複数の者が協力して最適な形態で運送を提供**

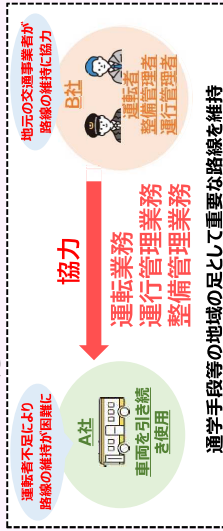
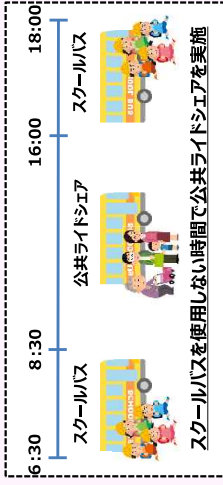


施設利用者用運送サービス提供者（教育・医療・福祉・商業・宿泊施設等の送迎者）

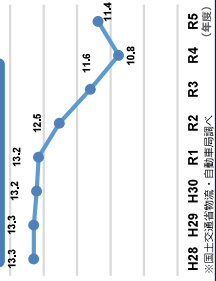
施設利用者用運送サービス提供者等は、事業の円滑な実施に協力する努力義務

【施設利用者用運送サービス提供者による協力】

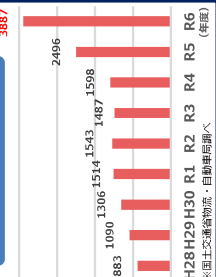
- 運送主体に、学校・病院・福祉施設・商業施設などの送迎を行う者が有する人員・車両等を提供



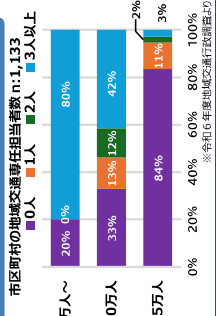
バス運送者数の推移



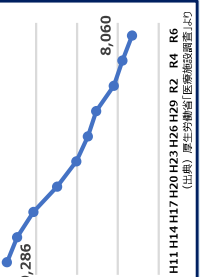
路線バスの廃止状況



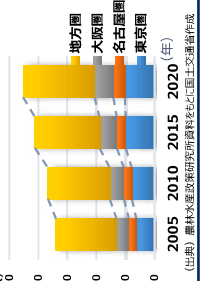
自治体における地域交通の検討体制



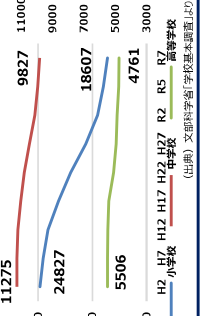
病院数の推移



食品アクセス困難人口



学校数の推移



連携促進団体の活動推進

- **交通事業者以外の企業・団体も関係者**の間の調整役として重要な役割を果たしている

「**連携促進団体として位置づけ**」

- ・法定協議会の任意構成員として明確化
- ・地域公共交通計画の作成等への提案

モビリティデータの活用

- 自動車地域旅客運送サービス再構築事業等について、地方公共団体による事業実施計画作成時に必要となる乗降記録等のデータ提供等の協力要請に対し、**正当な理由がある場合を除いて、交通事業者等が応じる**こととし、事業実施を促進。

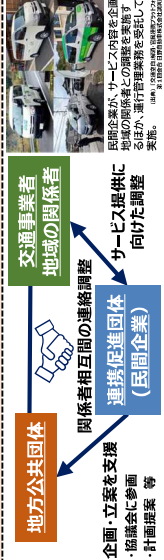
海上運送・鉄道分野での取組充実

- 【海上運送利便確保事業の創設】
- 船舶検査に伴う運休・減便を回避するため、他の事業者の協力を得て、船舶の貸渡しや代替運航により、検査期間中の運航の確保を図る事業を創設

【地方公共団体及び交通事業者等による共同体】

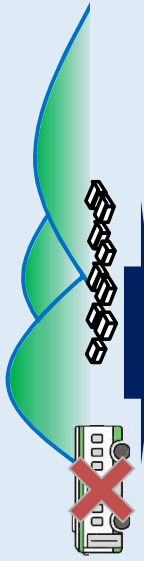


【サービス導入を支援する民間企業】



- 【鉄道事業再構築事業の拡充】
- 鉄道事業再構築事業に関し、民間の鉄道事業者が実施する鉄道施設の改良等に対し地方公共団体が支援する場合でも地方債を起債することができるとの特例を追加

バス・タクシー・公共ライドシェアの廃止等により、移動手段の確保が課題となっている
全国で約2,500に上る「交通空白」等



地域の輸送資源をフル活用して
移動手段を確保する枠組みを構築

自動車地域旅客運送サービス再構築事業

地方公共団体が、最適な運送形態によるサービスを提供する運送主体を選定
地方公共団体のあつせんにより、運送主体が、地域の関係者からサービス提供に必要な輸送資源の提供等の協力を受ける
⇒運転者や車両等の輸送資源をフル活用する事業

自動車地域旅客運送サービス再構築事業

- 岐阜県白川町（病院・バスとの統合等）
 - 病院バスと、路線バスやデマンドバス（公共ライドシェア）を統合するほか、スクールバスとデマンドバスを一体で運行管理
 - 事業者から運行管理・運転業務の協力を受けて、地域住民から一部車両の運転の協力を得るほか、運行にスクールバス車両も活用



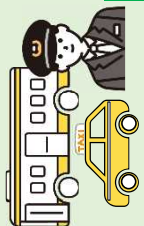
運送主体

公共ライドシェア
バス・タクシー
「交通空白」等でサービス提供

サービス提供に協力

サービスの提供に協力

公共交通事業者
（バス、タクシー事業者等）



モビリティデータの活用
地方公共団体による事業実施計画作成時に必要となる乗降記録等のデータ提供等の協力要請に対し、正当な理由がある場合を除いて、交通事業者等が応じることで、事業実施を促進

5

協力のあつせん

協力のあつせん

サービスの提供に協力

サービスの提供に協力

国土交通省
地方運輸局

協力のあつせん

サービスの提供に協力

サービスの提供に協力

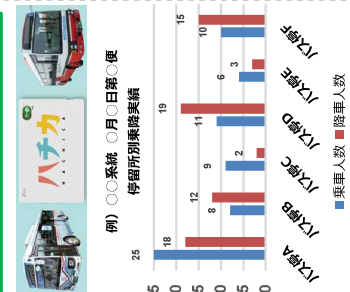
施設利用者用運送サービス提供者
施設利用者は、自動車再構築事業の円滑な実施に協力する努力義務

関係者間の連携の促進等を行う団体
・法定協議会の任意構成員として明確化
・地域公共交通計画の作成等への提案

モビリティデータの活用

青森県八戸市（データを活用した交通施策の実施）

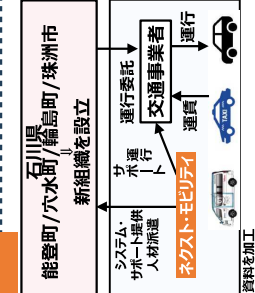
- 八戸圏域を運行するバス会社が提供するICカードについて、路線再編等のためのデータを活用することを目的に、データ提供の協定を締結
- 通年で利用者の推移や通学・通勤定期利用者の有無などのデータを路線再編に活用
- 時間帯別の路線バスの利用客数のデータを可視化し、路線バスから小型のワゴン車のダウンサイジングの適否について検討を実施



連携促進団体

石川県奥能登地域（民間企業の協力）

- 奥能登地域（石川県能登町/穴水町/輪島市/珠洲市）でAIデマンド交通の共同導入・運営体制構築に向けた協力を行う
- 今後、広域運営組織の設立を進め、タクシー・ライドシェア等の複数交通モードの共同化による効率化を目指す



施設利用者用運送サービス提供者

静岡県湖西市
（従業員用送迎車両を住民向け運送サービスに提供）

- 市内企業の協力のもと、当該企業の従業員送迎のシャトルバスの空き時間に、地域住民向けの運送サービスを提供。（ルート上に鉄道駅、病院、スーパーなど）
- 地域住民向けの運送サービスは、湖西市が公共ライドシェアの登録を受けて、シャトルバスを使用して実施。（運賃100円）

